



ベビーカー貸出サービスに係る利用規約

【総則】

広島市中央部商店街振興組合連合会（以下、中振連）は、広島中央部駐車場システム加盟駐車場にベビーカーを常設設置し、加盟駐車場を利用して、中心部に買い物にいられたお子様連れのお客様に無償で貸し出すサービスを提供します。

【利用契約】

契約者は、本サービスの利用の申込みをするときは、本規約を承諾のうえ所定の貸出票を提出していただきます。

お客様のご身分が明らかでない場合にはお貸出しできない場合があります。

【利用期間】

加盟駐車場の利用時間内に限ります。

但し、利用時間内であっても利用日の翌日にまたがらないこととします。

【貸出】

本規約を確認のうえ所定の貸出票を提出され、貸し出しをお受けください。

また、お受け取りの際には、操作機能の確認をお願いいたします。

【返却】

ご利用の終わったベビーカーは、その商品の貸し出された加盟駐車場に返却していただきます。

利用期間終了後も返却の無い場合には、代替品購入費用として**10,000円**をいただきます。

【故障・不具合】

ご利用中に故障・不具合があった場合は、ご自身で貸し出された加盟駐車場まで持ち込んでください。同種同等の代替品を貸し出します。

但し、代替品がない場合は、貸し出しできないことと理解していただきますようよろしくお願い申し上げます。ベビーカーの故障・不具合によって発生したいかなる損害についても、

当方では一切責任を負いません。

また、ご自分で修理されても当方では代金を負担しかねますのでご了承ください。

【盗難・紛失】

ベビーカーの盗難・紛失があった場合は、速やかに中振連事務局に連絡し、盗難・紛失の場所や状況等を報告してください。

また、代替品購入費用として**10,000円**をいただきます。

【事故】

ご利用中のベビーカーで事故があった場合は、法令で定められた処置を採るとともに、自らの責任において事故の解決にあたるものとします。

当方では事故の責任を一切負いません。

【禁止事項】

利用者は次の行為をしてはなりません。

- (1) 譲渡、質入、転売
- (2) 危険箇所、不適切な場所での利用
- (3) 歩行者やその他の障害となる行為
- (4) 構造、装置又は外装を改造、変更すること
- (5) 本来の用途以外の使用
- (6) ベビーカーを他の者に利用させる、又は営業目的に使用すること